51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が1000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
102GHzから1100GHzまで	北海道総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、群馬県吾妻郡（長野原町、嬬恋村及び草津町に限る。）並びに山梨県韮崎市及び北杜市の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長和町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。
109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許を受けている四一一・八一一五MHzから四一三・二八七五MHzまでの周波数の範囲の電波を使用する特定実験試験局が使用可能な周波数の範囲等については、この告示の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、この告示による廃止前の令和六年総務省告示第百六十六号の規定を適用する。

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［二～三十一　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［二～三十一　同上］